

平成23年11月30日

民主党 目を守る議員連盟
会長 中井 治 様

社団法人 日本眼科医会
会長 高野 繁
財団法人 日本眼科学会
理事長 石橋 達朗



平成24年度診療報酬改定におけるお願い

政府・行政刷新による提言型政策仕分けにおける「社会保障・医療サービスの機能強化」のテーマでの議論の中で、評価者より「救急対応（急性期）の病院・医師への配分及び産科、小児科、内科、外科の診療報酬は上げ、皮膚科、眼科は大きく下げるべき」という提言がなされました。

この提言には、財政当局より提示された診療科別医師収入（開業医）の資料で、眼科医の収入が最も多いというデータが関与していると思われます。しかし、このデータの数値は、今年度行なわれた第18回医療経済実態調査報告の6月単月データを単純に1.2倍した診療科別（個人）の損益差額を提示しているものにすぎません。眼科は診療の性質上、6月の収入が一年の中でも多く、他方、内科等ではその逆で6月の収入は低いことが知られています。中医協でも6月単月データより事業年度の通年データの方が信頼性が高いとされています。信頼性に疑問のある6月単月データを用いて、その見かけ上の収入額を根拠として「眼科の診療報酬を大きく下げるべき」と提言されたのはあまりにも短絡的で、かつ不当なものであると言わざるを得ません。

眼科は、平成18年度にコンタクトレンズの包括化、平成20年度に眼処置の大幅な算定制限、平成22年度に主要な眼科学的検査の減点と、ここ数回の診療報酬改定のたびに、財源が不足した時の標的にされてきたという経緯があります。それでも眼科医はモチベーションを下げることなく、国民の目を守るため、質の高い眼科医療を提供してまいりました。

もし平成24年度の診療報酬がわれわれにとって、さらに厳しいものになった場合、眼科医療の地盤沈下は加速し、国民には大きな不利益を生じることが予測されます。引き続き質の高い眼科医療を国民に提供するために、これ以上の眼科の診療報酬の削減がなされないよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。